

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

欠損金の繰戻還付制度

Q : 欠損金の繰戻還付制度とは、どんな制度ですか。どのような取扱いになっていますか？

A : 創業5年以内の中小ベンチャー企業以外は原則適用停止。ただし、今年の4月1日以後30日前に終了した事業年度については、ガソリン国会の影響(日切れ法案)で適用を受けることができます。

【解説】

法人税では、青色申告書を提出した事業年度において生じた欠損金額は、7年間の繰越控除に代えて、その事業年度の開始前1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税額のうち、一定の算式で計算した金額を還付請求することができます。

これを、欠損金の繰戻還付制度といいます。時限措置により、平成22年3月31までに終了する事業年度において生じた欠損金については、創業5年以内の中小ベンチャー企業以外は適用がないこととされています。

したがって、実質上、欠損金は、翌期以降7年間にわたって繰越控除をしていくこととなります。

ただ、今年度に限って、いわゆるガソリン国会の影響でこの規定が日切れ法案となったため、今年の4月1日以後30日前に終了した事業年度については、欠損金の繰戻還付の適用が受けられることとなっています。

